

第28回監査女子会ディナー・ミーティング@大阪

執事ミニ・レクチャー資料 2020年2月5日(水) 19時~21時

「新型コロナウイルス感染症とBCP対応・フェイクニュース等に惑わされない対応」

新型コロナウイルス感染症への対策・対応で大切なこと

①新型コロナウイルス感染症のファクトベースでの公式情報の入手

・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号: **03-3595-2285**

(受付時間: 9時00分~21時00分(土日・祝日も実施))

・観光庁が開設している外国人向け相談窓口 電話番号 **050-3816-2787**

(対応時間 365日、24時間。対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語)

(対応範囲: 緊急時案内(病気・事故等)、災害時案内、一般観光案内)

②災害対策でも求められている「自助」「共助」「公助」に沿ってみたいとしたら・・・

・自助: 自分の身は自分で守る(自分だけ良ければいいのではなく要救援者にならず医療機関に負担をかけないようにしつつ、助ける側にも回れるように・・・)

・共助: 災害と異なり、救助・救援は感染症対策の専門医や高度医療機関に任せるしかないが、少なくとも助け合えるのは、人権問題としての差別・偏見などを排して受け入れあうこと(パンデミック時のダイバーシティ&インクルージョン)

・公助: 国家機関・研究機関・自治体などの活動に期待しつつ、特に感染症では我々も公益機関を支援することもできる

例: 国立研究開発法人「**国立国際医療研究センター**」の各種活動への寄付⇒

新型コロナウイルス情報

厚労省サイト⇒



厚労省の新型コロナウイルス感染症ページURL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

感染対策の基本

- ①手洗い・うがい
- ②マスク
- ③手指消毒



通常、監査女子会の会合費5%寄付のところ、今回は会合費と同額を上記研究センターに寄付します↑

③BCP対応・法的観点

【BCPでの3つの原則(戸村版レジリエンスはやわかり3原則)】

①ダメージ最小化、②リカバリータイムの短縮、③次を見据え備えを積み増す



【BCPの大嘘】

「絶対に事業・業務を止めない」ものですとの嘘

【BCPの出発点】

何らかの業務支障に直面した際に、命の危険がない限り①ダメージ最小化②早期復旧③次を見据え備えを積み増す→人手不足・離職リスクによる支障に備えるBCPも当然にあつてしるべきもの・・・

・新型コロナウイルス感染症において、**BCPは機能したか**の検証・監査指摘等も必要

・自組織内・職場内で**人権侵害はなかったか?**: 世界各地での中国人の方々への差別などが問題: 日本人の感染者も世界各地での感染者もいらっしゃるので、その方々が善意の内に感染を引き起こす状態にしないよう心身ともにケアされるべき(ただし故意な検疫すり抜けは問題)

・2020年2月1日付けで新型コロナウイルス感染症が**指定感染症**に: **感染症法に基づく勧告の遵守**

・労働者を**休業**させる場合(労働基準法第26条)での一般的な対応例(厚労省の見解ベース):

①労働者が**感染**の場合: 「使用者の責に帰すべき事由による休業」の該当なし(休業手当は不要)

②**発熱などの症状がある**ため休業させる場合は病気休暇制度の活用が考え得るものの、発症が確定していないケースで発熱があるから一律に使用者判断で休ませる場合は休業手当を支払い必要(使用者の自主的な判断での休業指示のため)

③**武漢市を含めた湖北省からの帰国者を休業**させる場合: まず休業の判断以前に保健所等に連絡して指示を仰ぐ(ここでも使用者の自主的な判断での休業指示は休業手当の支払い義務あり)

★①~③以前に、**テレビ会議・テレワーク・労基法の規定より労働者にメリットある手厚いケアも欲しい**



日本マネジメント総合研究所合同会社

理事長 戸村 智憲 (とむら ともりの)

〒107-0062東京都港区南青山2-2-8 DFビル5階

電話: 03-6894-7674 E-mail: info@jmri.co.jp

クリエイティブ監査研究会

(愛称: 監査女子会)

<https://www.jmri.co.jp/k-women.html>

執事: 戸村智憲

